

# 大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例 として実施する特別重点調査に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される建設工事の入札（以下「国際競争入札」という。）において、落札候補者の入札に係る価格が著しく低額で、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合に、低入札価格調査に代えて実施するより重点的な調査に関し、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）（以下「低入札要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、低入札要綱（第 2 条第 9 号を除く）に定めるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別重点調査 国際競争入札において、落札候補者の入札に係る価格が著しく低額で、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合に、低入札要綱に定めるもののほか、より重点的に行う調査をいう。
- (2) 特別重点調査基準価格 特別重点調査の対象となる工事の入札において特別重点調査を行う基準としてあらかじめ設定した価格をいう。
- (3) 特別重点調査資料 特別重点調査を実施するために必要な資料として、あらかじめ設計図書等で指定した資料をいう。
- (4) 特別重点調査意向確認書 入札を行った者の当該入札に係る価格（以下「入札価格」という。）が特別重点調査基準価格を下回った場合において、特別重点調査資料を提出する意思の有無を示す調書（様式第 1 号及び、大阪府電子調達システムの入札書において、特別重点調査資料を提出する意思の有無を示す入力項目。）をいう。
- (5) 事後審査 開札後に行う入札参加資格の審査をいう。
- (6) 簡易審査資料 事後審査に必要な資料のうちの一部で、あらかじめ発注概要書、又は入札説明書等（以下「発注概要書等」という。）で指定した次に掲げるものをいう。
  - ①配置技術者調書
  - ②配置技術者調書に添付する資料で、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（3 か月以上の雇用関係を確認できない場合は、健康保険被保険者証）、主任技術者にあつては技術検定合格証明証（実務経験によるものは経歴書）及び健康保険被保険者証等の照合書類の写し
  - ③大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書
  - ④工事実績調書その他の発注概要書等で指定した資料
- (7) 簡易審査 事後審査のうち、簡易審査資料に基づく入札参加資格の審査をいう。
- (8) 原本照合 第 5 号の②の資料がその原本の写しであることの確認をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、国際競争入札に付する建設工事のうち、発注機関の長があらかじめ特別重点調査の対象とすることを決定した工事（以下「対象工事」という。）に適用する。

(調査対象者)

第4条 契約局長は、対象工事の入札において落札候補者となった者の入札価格が特別重点調査基準価格を下回った場合に、当該落札候補者の行った入札について、特別重点調査を実施する。

2 前項の特別重点調査の調査対象とする落札候補者（以下「特別重点調査対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特別重点調査基準価格未満の金額を記載した入札書を有効に提出した者
- (2) 入札書と併せて提出する特別重点調査意向確認書において、特別重点調査資料を提出する意思を示した者
- (3) 発注概要書等であらかじめ指定した日時までに、次の資料を提出した者
  - ① 特別重点調査資料
  - ② 簡易審査資料

(事後審査)

第5条 特別重点調査対象者の事後審査については、特別重点調査を行う前に、簡易審査を行うこととし、特別重点調査において次条に規定する失格の基準（以下「特別重点失格基準」という。）のいずれにも該当しないと判断された場合に、原本照合に関する審査を行うものとする。

2 前項の簡易審査において、入札参加資格を有しないと認められた場合は、当該特別重点調査対象者の提出した入札書を無効とし、原本照合に関する審査は行わない。

3 第1項の簡易審査において、入札参加資格を有しないと認める事由がなく、特別重点調査を行った結果、特別重点失格基準のいずれかに該当し、当該特別重点調査対象者が失格となった場合は、原本照合に関する審査は行わない。

(失格の基準)

第6条 特別重点調査においては、低入札要綱第5条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別重点調査対象者を失格とする。

- (1) 特別重点調査意向確認書において特別重点調査資料を提出する意思を示したにもかかわらず、指定した日時までに、これを提出しなかった場合
- (2) 特別重点調査資料に不足があり、すべてが整っていない場合
- (3) 特別重点調査資料として提出を受けた施工体系図（当該入札者と契約を締結する場合は、下請次数の変更は認めない。以下「施工体系図」という。）に、当該工事を履行するために必要な下請予定業者のすべてが記載されていると認められない場合
- (4) 施工体系図に記載されたすべての下請予定業者（以下「下請予定業者」という。）の見積額が、積算内訳に適正に反映されていると認められない場合
- (5) 下請予定業者及び資器材の購入先などの入札者以外の第三者の見積額及び見積単価が、計数的根拠のある合理的かつ現実的なものとして、過去1年間の取引実績を示す契約書の写し等によって裏付けられていない場合

- (6) 下請予定業者が、その下請工事に必要な工種に係る建設業の許可を有していると認められない場合
  - (7) 前各号に掲げるほか、部局長等が要領等により別に定めた特別重点調査に係る失格の基準に該当する場合
- 2 前項第1号又は第2号の失格の基準に該当し、失格となった特別重点調査対象者については、前項第3号から第7号までの失格の基準にかかる第11条に規定する調査及び審査を行わないものとする。

(特別重点調査基準価格の算出)

- 第7条 対象工事を入札に付す場合は、契約局長が、低入札要綱第6条第1項に規定する予定価格算出の基礎となった設計書等により、特別重点調査基準価格を算出するものとする。
- 2 特別重点調査基準価格の算出の基礎となる金額（以下「特別重点調査基準価格算出基礎額」という。）の算出方法は、大阪府総務部建設工事予定価格等算定要領（以下「算定要領」という。）第4条の2を準用する。この場合において、同条中、「失格基準価格」とあるのは「特別重点調査基準価格」と読み替えるものとする。

(入札参加者への周知)

- 第8条 対象工事の入札については、特別重点調査の円滑な運用を図るため、低入札要綱第7条の規定に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札公告の際に発注概要書等又は設計図書に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。
- (1) 当該入札は特別重点調査の対象とする工事であること。
  - (2) 入札書の提出時に、特別重点調査意向確認書を提出しなければならないこと。
  - (3) 特別重点調査意向確認書において特別重点調査資料を提出する意思を示した者の入札価格が特別重点調査基準価格を下回った場合は、落札候補者であるか否かにかかわらず、発注概要書等であらかじめ定められた特別重点調査資料及び簡易審査資料を大阪府が指定する日時までに提出しなければならないこと。
  - (4) 特別重点調査意向確認書において特別重点調査資料を提出する意思がないことを示している者の入札価格が特別重点調査基準価格を下回った場合は、入札書を無効とすること。
  - (5) 第3号で特別重点調査資料及び簡易審査資料の提出を求めた場合において、特別重点調査を行わなかったときは、特別重点調査資料及び簡易審査資料は返却すること。
  - (6) 第3号の特別重点調査資料の他に大阪府が必要とする資料の提出を求める場合があること。
  - (7) 対象工事において無効とする入札及び失格となる場合についての基準
  - (8) 第16条に定める事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、部局長等が特別重点調査において独自に設定した基準及び条件等

(特別重点調査資料の提出の意向の確認)

- 第9条 対象工事の入札の実施にあたっては、契約局長は、入札者に対して、入札書提出時に特別重点調査意向確認書の提出を求めるものとする。ただし、大阪府建設工事条件付一般競争入

札実施要綱第 19 条の 2 に規定する再度の入札の場合は、この限りではない。

- 2 特別重点調査意向確認書を提出しなかった者又は記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない特別重点調査意向確認書を提出した者の入札価格が特別重点調査基準価格を下回った場合は、特別重点調査資料を提出する意思がないものとみなし、当該入札者が提出した入札書は無効とする。
- 3 特別重点調査意向確認書において、特別重点調査資料を提出する意思がない旨を示した者の入札価格が特別重点調査基準価格を下回った場合は、当該入札者の入札書は無効とする。

#### (特別重点調査資料及び簡易審査資料の提出)

- 第 10 条 特別重点調査基準価格を下回る価格をもって入札し、特別重点調査意向確認書において特別重点調査資料を提出する意思を示している者がある場合は、契約局長は、落札候補者であるかどうかにかかわらず、これらの者すべてに対して、入札価格が特別重点調査基準価格を下回った旨の通知を行う。
- 2 前項の通知を受けた者に対しては、通知を受けた日の翌々日(大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第 2 号)第 2 条第 1 項に規定する府の休日及び契約局長が特に指定した日を除く。)の 17 時まで、特別重点調査資料及び簡易審査資料を提出させるものとする。
  - 3 第 1 項の通知を受けたにもかかわらず、簡易審査資料を前項の期日までに提出しなかった者が提出した入札書は、無効とする。

#### (調査及び審査の実施)

- 第 11 条 特別重点調査にかかる調査及び審査については、低入札要綱第 9 条を準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 6 項中、「低入札価格調査」とあるのは「特別重点調査」と、同条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項中、「積算等調査」とあるのは「特別重点積算等調査」と、第 5 項、第 7 項及び第 8 項中、「積算等調査報告書」とあるのは「特別重点積算等調査報告書」と、同条第 8 項中、「第 5 条に規定する失格の基準(以下「失格基準」という。)」とあるのは「第 5 条第 1 項に規定する基準(以下「特別重点失格基準」)」と読み替える。

#### (誓約書の徴取)

- 第 12 条 特別重点調査を実施する場合、契約局長は、特別重点調査対象者から契約内容に適合した履行を確約する旨を記載した書面(様式第 2 号)を徴取する。

#### (落札者の決定及び通知)

- 第 13 条 第 11 条の特別重点調査にかかる調査及び審査において、特別重点調査対象者の入札について、特別重点失格基準に該当する事由がないと認められた場合は、原本照合に関する審査を行い、入札参加資格が認められたときには、契約局長は、その者を落札者とし、入札参加資格が認められなかったときには、その者の提出した入札書は無効とし、落札者とししないものとする。
- 2 第 11 条の特別重点調査にかかる調査及び審査において、特別重点調査対象者の入札について、特別重点失格基準に該当する事由があると認められた場合は、契約局長は、その者を失格とし、

落札者とししないものとする。

- 3 前2項の規定により特別重点調査対象者を落札者とししない場合は、次の各号に定める者(以下「次順位者」という。)の入札参加資格を確認し、資格があると認められた当該次順位者を落札者とする。

ただし、次順位者の有効に入札した入札書記載金額が特別重点調査基準価格未満であった場合は、当該次順位者を特別重点調査対象者として、第11条の特別重点調査にかかる調査及び審査を行うものとし、次順位者の有効に入札した入札価格が調査基準価格未満で、かつ、特別重点調査基準価格以上であった場合は、低入札要綱第11条第3項ただし書きによるものとする。

- (1) 最低価格入札者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者  
(2) 最高評価値者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高評価値をもって入札をした者

- 4 第1項及び第3項の規定により落札者を決定した場合は、契約局長は、落札者を含むすべての入札参加者に通知する

(失格の通知)

第14条 契約局長は、特別重点調査対象者が特別重点調査の結果、落札者とならなかった場合は、当該特別重点対象者に対し、落札者とならなかった理由を付した通知を行うものとする。

(情報の公表)

第15条 特別重点調査の経緯の公表については、低入札要綱第13条を準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査」とあるのは「特別重点調査」と読み替えるものとする。

(契約の特約)

第16条 特別重点調査を行ったうえで、その特別重点調査対象者を落札者に決定し、当該落札者と契約を締結する場合は、契約書に別記に掲げる条項を加えるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めがない事項は、低入札要綱の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行し、平成25年4月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行し、平成26年9月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行し、令和元年 5 月 1 日以降に公告する案件から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 30 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

特に定める契約条件

(施工体系等の調査及び確認に関する受注者の協力)

第1条 受注者は、受注者及びその下請負人に対しての施工体制、支払状況等についての調査及び確認について協力しなければならない。

(下請次数の遵守)

第2条 受注者は、低入札価格調査における特別重点調査において提出した施工体系図で示した下請次数を厳守しなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

別記





年 月 日

## 特別重点調査意向確認書

大阪府総務部契約局長 様

(※)【JV名称】(単体企業の場合は下の商号又は名称欄に記入)

「〇〇△△建設共同企業体」

所在地(JVの場合、代表構成員)

商号又は名称( // )

代表者職・氏名( // )

(※) 工事名:

上記工事の入札書記載の金額が、特別重点調査基準価格(大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱第7条に基づき算出した額)を下回った場合に、あらかじめ定められた特別重点調査に必要な資料を提出するかどうかについては、次のとおりです。

※(1又は2を選択し、□にチェックしてください。)

1 入札書記載金額が特別重点調査基準価格を下回った場合は、特別重点調査に必要な資料を提出しません。

2 入札書記載金額が特別重点調査基準価格を下回った場合は、特別重点調査に必要な資料を提出します。

(※) 問い合わせ先

担当者:

部 署:

電話番号:

FAX:

e-mail:

※: この確認書の提出者に関する事項、工事名、特別重点調査資料の提出する意向の有無、問い合わせ先は、すべて記載すること。一か所でも記載がなかった場合、入札書記載金額が特別重点調査基準価格未滿となったときは、特別重点調査資料を提出する意向がないとみなし、入札書を無効とします。

## 特別重点調査資料（誓約書）

大阪府総務部契約局長 様

【JV名称】（単体企業の場合は下の商号又は名称欄に記入）

「〇〇△△建設共同体」

所在地（JVの場合、代表構成員）

商号又は名称（ // ）

代表者職・氏名（ // ）

当社の下記工事における入札金額は、特別重点調査基準価格を下回っていますので、特別重点調査資料を提出します。

本件工事については、添付の理由書及び調査資料のとおり入札書に記載した入札金額において安全で適切な施工が可能であり、提出した資料の内容については、事実と相違ないことを約します。

なお、特別重点調査の結果、当社が契約の相手方となった場合は、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

- 1 工事内容を変更し又は追加する必要がある場合においては誠意をもってこれに対応し、公共工事に適う品質を確保するとともに工事の安全にも万全を期します。
- 2 関連法規を遵守し、貴監督員の指示に従い、契約に示された内容に適合した工事を行います。
- 3 当社及びその下請負人に対する施工体制、支払状況等についての調査及び確認について協力します。
- 4 下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額することは致しません。
- 5 別添の施工体系図に示した下請次数を厳守します。
- 6 この誓約書に違背した場合、いかなる措置を講じられても異議を申し立てません。

工 事 名：

入札金額（税抜き）：